

入札・契約制度改革の推進に関する決議

建設産業は社会基盤整備を担う本県基幹産業のひとつであり、地域経済の活性化や雇用の確保、さらには、災害時の対応など県民生活の安全安心の確保にも、大きな役割を果たしており、その育成は県の重要課題である。

一方、昨年発生した官製談合事件により、失墜した信頼を回復するため、県においては本年3月に「入札・契約制度改革に関する実施方針」をとりまとめ、公正性・透明性・競争性の確保された入札・契約制度を目指し、改革に取り組んでいるところである。

しかし、公共事業が減少している状況と、今回の入札・契約制度改革の影響により、適正な積算に基づかない低価格入札が増加し、行き過ぎた価格競争が生じている。

今後この状況が継続すれば、公共工事の品質低下、労働条件の悪化だけでなく、更なる倒産件数や失業者の増加、地域経済の停滞など県民生活に多大な影響が生じることが懸念される。

よって本県議会は、入札・契約制度改革の推進に当たって、以下の点に十分配慮されるよう強く求めるものである。

1. 最低制限価格については、工事の現状を十分に調査の上、品質の確保等が十分に担保できる適正な基準まで引き上げること。
2. 予定価格の公表方法については、情報漏洩の防止などコンプライアンスの徹底を図った上で、業者による適正な積算に基づく入札が行われるよう、事後公表とすること。

以上決議する。

平成19年9月28日

宮 崎 県 議 会